# 広島県建設産業ビジョン 2021





令和3年3月



€ 広島県

## 広島県建設産業ビジョン 2021 <目次>

| 第1        | 章 ビジ                                      | ョン策定について                | 1              |
|-----------|---|-------------------------|----------------|
| 1.        | 策定の趣旨                                     | <u> </u>                | 1              |
| 2.        | ビジョン(                                     | の概要                     | 2              |
| 第2        | 2章 本県                                     | の建設産業の姿                 | 3              |
| 1.        | 建設産業の                                     | ひ役割                     | 3              |
| 2.        | 建設産業の                                     | つ現状                     | 6              |
| 3.        | 本県建設                                      | <b>産業の課題</b>            | 10             |
|           |   |                         |                |
| 第3        | 3章 地域                                     | の安全・安心を維持する建設産業の実現に向けて1 | 1              |
| 第 3<br>1. |   | の安全・安心を維持する建設産業の実現に向けて1 |                |
| -         | 方向性                                       |                         | l 1            |
| 1.        | 方向性<br>取組の概要                              |                         | l 1<br>l 1     |
| 1.        | 方向性<br>取組の概要<br>分野別のB                     | 要                       | l 1<br>l 1     |
| 1.        | 方向性<br>取組の概<br>分野別のE<br>分野1 確れ            | 要                       | 11<br>11<br>13 |
| 1.        | 方向性<br>取組の概要<br>分野別のE<br>分野1 確だ<br>分野2 担い | 要                       | 11<br>13<br>13 |

#### 第1章 ビジョン策定について

#### 1. 策定の趣旨

建設産業は、県民生活に欠くことのできない住宅・商業施設の整備や、生産・物流等の経済活動に不可欠な社会資本整備の担い手として、さらに、地域経済、特に中山間地域においては、経済・雇用を支える重要な産業として大きな役割を果たしています。

また,県民が道路などの公共土木施設を安全で快適に利用できるよう,道路維持業務や除雪などといった社会資本の適切な維持管理の担い手としても活躍しています。

加えて、平成30年7月豪雨災害等のように、災害発生時には、地域に精通した建設事業者が応急復旧などの迅速な対応を行い、その後も復旧・復興を現場で支えるなど、「地域の守り手」としての建設産業の重要性が改めて認識されたところです。

しかしながら,建設産業を取り巻く環境は大きく変化してきており,建設産業もこの変化 に対応することが必要となっています。

本県の建設投資は、平成 22 年度にピーク時(平成 3 年度)の5割以下まで減少した後、国の国土強靭化施策や平成 30 年 7 月豪雨災害からの復旧・復興工事により公共建設投資が増加、さらに都市開発・設備投資等により民間建設投資も伸びたことにより、令和元年度は近年で最も高い水準となっています。しかし、平成 30 年 7 月豪雨関連の工事終了や新型コロナウイルスの影響により公共・民間建設投資は減少する可能性があり、先行きは不透明感を増しています。

また、建設産業の担い手(技術者や技能労働者等)は、高齢化が進むと同時に、若年者等の入職者も少ないことから、担い手不足が常態化しており、十分な施工体制を組むことができないケースも発生しています。さらに、経営者の高齢化も進んでおり、今後廃業する建設事業者が増えていくと、地域によっては建設事業者の空白地帯が発生し、地域経済や県民の安全で安心な生活に支障が出ることも懸念されています。

このような課題は全国各地でも同様であり、政府では、建設産業の持続性を高めることを 目的として担い手3法の改正を進める他、人口減少・少子高齢化社会の中、人手不足を解消 するためのデジタル技術の活用等を推進しています。

これまで広島県では、地域の持続的な発展と安全・安心を確保するために、建設産業の進むべき方向性と環境整備を目的とした「広島県建設産業ビジョン」を平成23年及び平成28年に策定し、建設産業の課題に対応した施策・取組を実施してきており、今回、「広島県建設産業ビジョン2016」の計画期間が終了することから、上記の建設産業の課題や環境の変化を踏まえ、「広島県建設産業ビジョン2021」(以下、「本ビジョン」という。)を策定します。

本ビジョンの上位計画である「社会資本未来プラン」において、社会資本マネジメントをより効果的・効率的に行っていくこととしており、その関連計画である本ビジョンにおいても、安全・安心な県土づくりに向けた具体的な取組を実施することとします。

#### 2. ビジョンの概要

#### (1) ビジョンの位置づけ

本ビジョンは、本県の総合計画である「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」が目指す将 来像を社会資本分野で実現するための基本計画である「社会資本未来プラン」の関連計画の 一つであり、そこで掲げる施策を計画的に推進するため、社会資本整備の担い手を確保・育 成することを目的とした計画です。

#### 安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン 「社会資本未来プラン」の施策体系 【計画の概要】 効果を高める 【施策Ⅲ】 【施策 I 】 【施策Ⅱ】 施策 交流 魅力的で持続可能な 安全 ネットワークの充実 総合的な県土の強靭化 社会を支える基盤形成 【共通方針】 安心を支える /タルトランスフォーメーション (広島デジフラ構想)の推進 【取組項目】 受発注環境の整備等 強化 2 担い手確保と働き方改革 3 建設産業の生産性向上 【共通施策】 デジタル技術の活用等 社会資本の適切な維持管理の推進 【計画的に推進するための取組】

【本県計画体系における本ビジョンの位置付け】

#### 「広島県建設産業ビジョン 2021」

4分野において、「新・担い手3法」も踏まえ、 本県の現状・課題に即した取組を定める。

地域の実情に応じたきめ細かな取組

- 確かな競争力を発揮する建設産業
- 担い手の確保・育成、労働環境の改善
- 4 災害時に力を発揮する建設産業 災害対応力の強化と仕組みづくり

#### (2) 目指す姿

次の目指す姿の実現に向け、「確かな競争力を発揮する建設産業」「担い手確保と働き 方改革」「建設産業の生産性向上」「災害時に力を発揮する建設産業」の4分野において、 「新・担い手3法」も踏まえ、本県の現状・課題に即した取組を定めます。

#### 【本ビジョンが目指す姿】

将来にわたって、社会資本の適切な整備・維持管理、災害時に迅速な対応が行えるよう、 その重要な担い手である建設事業者について、技術力・競争力向上が図られつつ、安定 的持続的に担い手が確保・育成されている状態

#### (3) 計画期間

令和3年度~7年度(5年間)

## 第2章 本県の建設産業の姿

#### 1. 建設産業の役割

- ・ 本県の建設産業は、インフラの整備、住宅・オフィス・商業施設の建築等により、まちづくり、地域づくりに貢献すると同時に、県内経済の中で本県の強みである製造業や観光業を支える重要な役割を占め、多くの雇用も生んでいます。
- ・ 平成30年7月豪雨のような自然災害に対する防災・減災面でも不可欠な役割を果たしており、今後、人口減少・多発する災害・老朽化するインフラ等の課題を抱える地域社会において、課題に対する解決策を提供する産業としても高い期待を集めています。

#### (1) インフラ整備の担い手

道路,河川,港湾,公共建築物などのインフラは,安全で快適な県土づくりに欠かせないものであり,整備や既存施設の維持管理を適切に行いながら,将来の世代に引き継いでいくことが必要です。

また,優良なインフラの整備は,県民の日常の生活に不可欠であると同時に,本県の強みである製造業や観光業など,多くの産業が活躍するための土台でもあります。

これらインフラ整備に当たっては、高い安全性を確保するとともに、現場ごとに異なる自然条件を考慮することが必要であり、建設産業には、様々な分野の専門知識と、多様かつ高度な技能が求められます。

このように建設産業は、多くの経験の積み重ねと、常に進歩する新しい技術を駆使し、本 県の持続的な発展に向けて、より良いインフラ整備を行う重要な役割を担っています。

【宮島口旅客ターミナル】



【坂町小屋浦地区砂防堰堤】



#### (2) 安全・安心な地域の守り手

#### ① 平時の対応

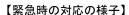
公共施設を快適に利用できるよう、巡視・維持修繕・清掃・除草・設備点検などの日常の維持管理を行うとともに、積雪期は、昼夜・休日を問わず道路の除雪作業・凍結防止剤の散布を行うなど、建設事業者は地域の安全・安心を守る重要な役割を担っています。

また,災害時の被害を軽減するための防災・減災面についても,建設事業者はインフラの 点検,整備等で大きな役割を果たしています。

| 分野            | 維持管理業務                                 |
|---------------|--|
| 道路            | 日々の道路巡視,除雪,道路施設(舗装・側溝・安全施設・道路照明等)の維持修  |
|               | 繕,道路脇の除草,植栽管理など                        |
| <b>27</b> 111 | 河川施設(水門,堰,排水機場等)の維持修繕・設備点検,堆積土の撤去,堤防の除 |
| 河川<br>        | 草、ダムの設備点検、水位上昇時の水門の開閉 など               |
| 砂防            | 砂防・急傾斜地崩壊対策施設等の維持修繕 など                 |
| 港湾            | 港湾・漁港施設の維持修繕、高潮時の防潮扉の開閉 など             |

#### ② 緊急時の対応

平成30年7月豪雨災害は記憶に新しいところですが、近年、全国的に異常気象等による自然災害が激甚化・頻発化しています。このような台風・地震・豪雨等による突発的な災害や事故発生時には、情報収集のため迅速に巡回を行い、状況に応じて、道路の通行の確保、被害の拡大防止のための措置、地域のライフラインの復旧・確保などの初動対応を行うなど、建設事業者は災害の最前線で活躍しています。







#### (3) 地域の社会・経済活動の担い手

建設産業は、本県の県内総生産、就業者数に占める割合が、それぞれ 4.9%(平成 29 年度)、7.6%(平成 27 年)となっており、特に中山間地域においては、総生産に占める割合が 20%を超えている町もあり、本県の経済活動や雇用の維持・確保の面においても社会に貢献しています。

また、本県の第一次産業から第三次産業までのあらゆる産業分野で、建設産業が手掛ける インフラが活用されており、建設産業は本県の経済成長を支える存在となっています。 さらに、建設産業の業務以外でも様々なかたちで積極的に地域貢献を行っています。

#### 【地域貢献の取組事例】

| 地域貢献            | 内容                        |
|-----------------|---------------------------|
| 広島県公共土木施設災害支援制度 | 制度に基づく支援団体として登録し,巡回や被災状況の |
| (無償ボランティア)      | 把握,応急対応などの社会貢献活動をしています。   |
|                 | 広島県アダプトシステムにおける活動団体としての認定 |
| 社会資本維持管理活動への貢献  | を受けて、道路・河川の美化・清掃などに取り組んでい |
|                 | ます。                       |
| 消防団への加入促進       | 消防団員として活動する建設産業従事者の環境整備に向 |
| 用切凹への加入促進       | けて,県内の建設事業者は積極的に協力しています。  |
|                 | 犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない |
| 協力雇用主の活動        | 刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改 |
|                 | 善更生に協力しています。              |
|                 | 暴力団からの離脱者等の社会復帰を支援するため、離脱 |
| 協力事業所の活動        | 者等に対する社会復帰のための就労に関する支援に協力 |
|                 | しています。                    |

#### 2. 建設産業の現状

#### (1) 県内建設投資の動向

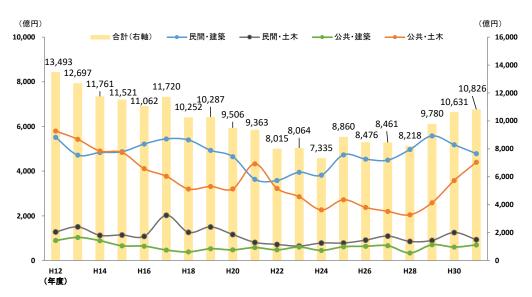
- ・ 平成 25 年度以降,公共投資(国土強靭化・災害対応等),民間投資(都市開発・設備 投資等)は増加傾向にあり、令和元年度は1兆826億円まで回復しています。
- ・ しかし、平成30年7月豪雨災害への対応が終了すること、新型コロナウイルスの影響等から、今後の建設投資の先行きは不透明なものとなっています。

本県の建設投資額は、平成12年度の1兆3,493億円から減少傾向にあり、平成24年度には7,335億円にまで落ち込みましたが、近年は国の国土強靭化施策や平成30年7月豪雨災害への対応、さらには民間の都市開発・設備投資が増加したことで、令和元年度は1兆826億円まで回復しています。

しかし、今後については、現在進めている平成30年7月豪雨災害の復旧・復興工事が終了することや新型コロナウイルスの影響により、投資的経費が減少する恐れがあります。政府による国土強靭化施策が継続されるという追い風はあるものの、公共建設投資については先行きが不透明な状況です。

また,民間建設投資も,新型コロナウイルスの影響が不可避であり,新規住宅建設需要の減少,企業の設備投資マインドの冷え込みにより,短期的には減少する恐れがあります。

## 【建設投資額の推移】



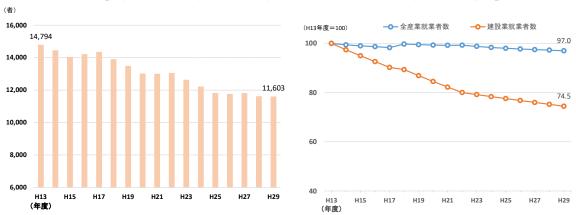
出典:国土交通省「建設総合統計」

#### (2) 県内建設産業の担い手

- ・ 建設産業を担う建設事業者 (建設業許可業者) と建設業就業者数は, 両者とも平成 13 年度から 2 割以上減少しています。
- ・ 建設業で働く就業者は、高齢化が進み、若手の人材が不足している状態です。

#### ① 県内建設業許可業者数と就業者数

本県の建設業許可業者数は平成 13 年度の 14,794 業者から,近年下げ止まりの傾向が見られるものの,平成 29 年度は 11,603 業者と 21.6%減少しています。また,建設業就業者数も平成 13 年度を基準にすると約 25%減少しており,全産業の就業者数と比べても大幅な減少率となっています。

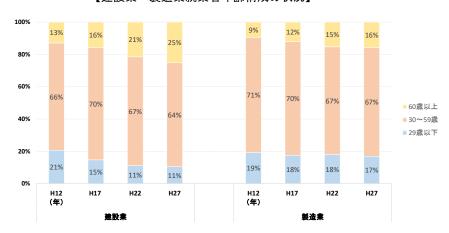


【建設業許可業者数(左)と建設業就業者数及び就業者総数(右)の推移】

出典:(左)広島県調べ,(右)広島県「県民経済計算」

#### ② 就業者の年齢構成

建設業就業者数を年齢別に見ると、平成 27 年において、29 歳以下が約 11% (平成 12 年 時点約 21%)、60 歳以上は約 25% (同約 13%) となっており、他産業と比較し高齢化が進行しています。



【建設業・製造業就業者年齢構成の状況】

出典:総務省「国勢調査」

#### (3) 県内建設事業者の経営状況

- 県内建設事業者の完成工事高は平成22年度以降上昇傾向にあります。
- このような状況下で、建設事業者の経営状況は、県全体でみると過去と比べて好調と 言えますが、地域・経営規模によって経営の現状には違いがあります。

#### ① 完成工事高

県内建設事業者の完成工事高は、建設投資額の回復と並び、平成22年度の1兆2,010億 円を底として回復してきており、平成30年度は1兆5,358億円と、この10年でも高い水 準となっています。

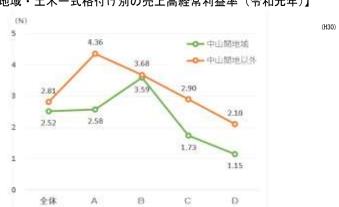
#### (億円) 設備工事業 ■職別工事業 ■ 総合工事業 20,000 15,577 15,140 14,877 15,009 14,477 15,358 14,841 14.604 15,000 13,166 12,125 12,010 12,146 4,159 4.769 4,432 4,540 3,977 4.823 4,512 4 630 4<mark>,27</mark>0 3<mark>,29</mark>2 3.733 10,000 3.979 2,690 1,785 2,584 2.908 2,613 2,750 2,608 2,510 2,159 2,266 2,333 1,939 5,000 8,516 8,509 8,225 7,969 7,719 7,704 7,615 7,337 6,566 6,080 (年度)

【県内建設事業者の完成工事高の推移】

出典:国土交通省「建設工事施工統計」

#### ② 地域・土木一式格付け別の経営状況

建設事業者(入札参加資格者)の経営状況を,事業者の収益性を表す売上高経常利益率で 見ると, 県全体としては近年上昇傾向ですが, 令和元年時点の値を中山間地域とそれ以外に 分け,土木一式格付け別(A~D ランク)に比較すると,経営規模が小さい C~D ランクの 事業者の数値が比較的悪く、特に中山間地域の D ランクの事業者の数値は、県内で最も低 くなっています。このように、経営規模や地域によって経営状況には大きな違いがあります。



【地域・土木一式格付け別の売上高経常利益率(令和元年)】

\*地域・格付け別に含まれる企業の平均値 出典:広島県「経営事項審査データ(令和元年4月時点)」

#### (4) 労働環境

- ・ 建設業は、他産業に比べ出勤日数が多く、労働時間が長いという特徴があります。
- ・ 建設業では人手不足が常態化しており、長時間労働の一因となっています。

#### ① 建設業の労働環境

建設業は他産業に比べ出勤日数が多く,労働時間も長いという特徴があります。特に技能 労働者の多くは4週6休であり,完全週休2日制は進んでいないのが現状です。

【県内全産業・建設業・製造業の労働環境 (令和元年度)】

| 項目(単位/月)  | 全産業    | 建設業    | 製造業    |
|-----------|--------|--------|--------|
| 出勤日数(日)   | 18. 5  | 20. 7  | 19. 3  |
| 実労働時間(時間) | 144. 3 | 169. 3 | 166. 7 |

出典:厚生労働省「毎月勤労統計調査」

#### ② 有効求人倍率

建設・採掘の職業は,有効求人数が高止まりしているのに対し,有効求職者数は減少が続いており,有効求人倍率が他産業に比べて非常に高い水準で推移しています。

有効求人数(右軸) (倍) (人) 有効求職者数(右軸) 40,000 8.0 6.7 - 生産工程の職業 6.2 建設・採掘の職業 6.0 5.4 30.000 4.7 4.5 3.8 4.0 20,000 10,000 2.0 0.0 0 H24 H25 H26 H27 H28 H30 R1 (年度)

【県内全職種・製造・建設業関連の有効求人倍率の推移】

出典:厚生労働省「職業安定業務統計」 (有効求人数・有効求職者数は「建設・採掘の職業」の数値)

#### 3. 本県建設産業の課題

- ・ 本県建設産業を取り巻く環境が変化し、今後の建設投資の動向が不透明となる中、建 設産業では担い手不足が深刻化しています。
- ・ 人口減少社会の中で建設産業の持続可能性を高めていくためには、担い手確保・育成 の他に、デジタル技術の活用等の新たな生産プロセスに対応することが必要です。
- ・ また、平時はもちろん、災害発生時のような緊急時でも地域の安全・安心を維持していくために発注者(行政)と受注者(建設産業)が連携した環境づくりが必要です。

#### (1) 受発注者が連携したインフラ整備・維持の環境づくり

本県では近年建設投資額が増加傾向にあり、建設事業者の経営状況も概ね好転してきているところですが、今後の見通しは不透明感を増しています。また、本県のみならず全国的にも建設産業は担い手不足が続いており、地域によっては建設事業者が不足する事態も発生しています。このような中、国では新・担い手3法等の法改正により受発注者間が連携し、地域建設産業の課題に対応することとしています。

本県においても建設産業の持続可能性を高め、安全・安心な県土・地域づくりを進めるため、新・担い手3法等を踏まえた地域のインフラ整備・維持の環境づくりを進めていくことが必要です。

#### (2) 担い手の不足

本県の建設業就業者数は減少が続くとともに,就業者の高齢化が進んでおり,今後,中長期的に建設産業の最前線を担う若年層人材が不足していきます。

建設産業への入職が進まない背景には、週休2日の確保が十分でないことや労働時間の 長さなど、様々な要因が考えられますが、こうした問題を解決していくことで、担い手不足 の状況を改善していくことが必要です。

#### (3) 新たな建設生産プロセスへの対応

人口減少社会では、あらゆる産業で人手の減少が見込まれるため、現在、生産性を上げていくためのデジタル技術の活用が進められています。建設産業においても、測量・設計から施工に至る生産プロセス全体でデジタル技術の検討・導入が進んでいるところであり、この新たな建設生産プロセスへの対応は不可欠です。

#### (4) 「地域の守り手」の維持

全国と同様に本県も人口減少・少子高齢化社会を迎えており、特に中山間地域では人口減少・少子高齢化がより深刻化しています。このような地域では「地域の守り手」である建設事業者も不足し、将来的にインフラの維持管理が困難になる恐れがあります。そうなると地域経済や県民の安全で安心な生活に支障が出ることが懸念されるため、各地の実情に応じて、「地域の守り手」である建設事業者を維持していくための取組が必要です。

## 第3章 地域の安全・安心を維持する建設産業の実現に向けて

### 1. 方向性

本県は瀬戸内海沿岸から中国山地まで広い県土を有しており、地理・地形や産業構造等が 異なることから、それぞれの地域の建設産業が抱える諸課題に対して、地域の実情に応じた きめ細かな取組を行います。

#### 2. 取組の概要

目指す姿の実現に向け、「確かな競争力を発揮する建設産業」「担い手確保と働き方改革」 「建設産業の生産性向上」「災害時に力を発揮する建設産業」の4分野において、「新・担い 手3法」も踏まえ、本県の現状・課題に即した取組を推進します。

#### 分野1 確かな競争力を発揮する建設産業

| 取組方針           | 項目                |
|----------------|-------------------|
|                | 予定価格事後公表の拡大       |
| 技術力・競争力の高い事業者が | 品質確保に向けた取組        |
| 受注できる環境の整備     | 多様な入札契約方式の活用      |
|                | 優良建設工事の表彰制度の適切な運用 |
|                | 競争入札の適切な運用        |
| 透明性の高い市場環境の整備  | ダンピング対策の強化        |
|                | 不正行為の排除の徹底        |
| 計画的に受注できる      | 適切な工期設定と施工時期の平準化  |
| 環境の整備          | 公共工事の発注見通しの計画的な公表 |

## 分野2 担い手確保と働き方改革

| 取組方針    |     | 項目                        |
|---------|-----|---------------------------|
| 労働環境の改善 |     | 週休2日制の完全実施                |
|         |     | 社会保険未加入の解消                |
|         |     | デジタル技術の積極的な活用             |
|         |     | 建設工事従事者の安全及び健康の確保         |
|         | 労働者 | 若手の入職促進                   |
|         |     | 中堅世代の定着促進                 |
| 担い手の確保  |     | 多様な担い手確保に向けた取組の充実         |
|         | 事業者 | 地域特性・課題に対応した発注体制の構築       |
|         |     | 中山間地域を中心とした地域維持業務の実施体制の構築 |
| 担い手の育成  |     | 建設キャリアアップシステムの活用          |
|         |     | 技能・技術力向上に向けた支援            |
|         |     | 継続教育(CPD)の取組推進            |

## 分野3 建設産業の生産性向上

| 2000年代40年/11/11                        | 是此是朱砂里在自己        |  |
|--|------------------|--|
| 取組方針                                   | 項目               |  |
| ナロブソコー#おにせぶ!                           | 調査・設計段階の高度化・効率化  |  |
| 広島デジフラ構想に基づく                           | 施工段階の高度化・効率化     |  |
| 建設産業構造の高度化・効率化<br>(i-Construction の推進) | 維持管理段階の高度化・効率化   |  |
|  | 普及拡大に向けた市町との連携   |  |
| 女仕後 女工社の活田                             | 新たな施工技術等の導入      |  |
| 新技術・新工法の活用                             | 長寿命化技術活用制度の活用・促進 |  |

## 分野4 災害時に力を発揮する建設産業

| 取組方針                | 項目                  |
|---------------------|---------------------|
| ※字やたよのみルし           | 災害協定を活用した迅速な応急対応    |
| 災害対応力の強化と<br>仕組みづくり | 発災時の緊急対応を担う建設事業者の確保 |
| 11組み 2くり            | 緊急時の適切な入札契約方式の活用    |

#### 3. 分野別の取組方針・項目

#### 分野 1 確かな競争力を発揮する建設産業

#### 建設事業者が技術力・競争力を高めるための環境整備が必要です

- 計画的かつ効率的に社会資本の整備・維持管理を行うためには、建設事業者の技術力・競争力を高めることが重要です。
- そのため、公平性や透明性を担保しつつ、技術力・競争力の高い建設事業者が受注できる環境を整備します。
- 技術力向上に向けた建設事業者の取組が評価される仕組みを整備します。

#### 【成果目標】

・ 土木一式工事において,工事成績評定点の平均点を,令和7年度に80点にします。

| 指標                | 現状値                | 目標値      |
|-------------------|--------------------|----------|
| 工事成績評定点(土木一式)の平均点 | 77.9点<br>※H28~R2平均 | 80点 (R7) |

・ 工事の平準化率を令和7年度に0.90にします。

平準化率…(4~6月期の工事平均稼働件数)/(年度工事平均稼働件数)

| 指標      | 現状値       | 目標値       |
|---------|-----------|-----------|
| 工事の平準化率 | 0.78 (R元) | 0.90 (R7) |

#### ■ 取組方針 1:技術力・競争力が高い事業者が受注できる環境の整備

将来にわたって計画的かつ効率的に社会資本の整備・維持管理等が行われ、公共工事の 品質が確保されるよう、その重要な担い手である建設事業者の技術力・競争力向上に向け て、価格及び品質が総合的に優れた者を落札者とする総合評価落札方式の実施や、工事成 績評定点を参加要件とすることにより優良な県内の建設事業者の受注機会の確保を図る 工事成績条件付一般競争入札の試行などをこれまで実施しており、継続して取組を進め ていきます。

#### □ 1-1 予定価格事後公表の拡大

#### (1) 予定価格の事後公表

現在,建設工事で実施している予定価格の事後公表について,競争性のある入札,適正 価格での受注および建設事業者の積算能力の向上を図るため,建設工事,測量・建設コン サルタント業務において予定価格の事後公表の拡大を行います。

#### □ 1-2 品質確保に向けた取組

#### (1) 総合評価落札方式における適用基準・評価項目等の改善

技術力の高い事業者を適正に評価するとともに、将来にわたって技術力・競争力を維持 していくために、担い手の確保・育成を考慮した評価を行うなど、評価項目等の改善につ いて取り組んでいきます。

#### (2) 総合評価落札方式における技術提案の評価

優秀な技術力に基づく提案を適正に評価することで、技術力の高い事業者が受注できる環境を整備していきます。

#### (3) 工事成績条件付一般競争入札の活用

優良な県内建設事業者の受注機会の確保を図るため、総合評価落札方式を適用しない 価格帯の工事で積極的に活用していきます。

なお,入札に参加できる工事成績評定点については,これまでの工事成績評定点の推移 等を踏まえて見直していきます。

#### (4) 立入検査の充実

工事の品質向上に繋がるよう,施工体制や事務的整理の状況を点検する施工体制等立 入り点検について、検査項目や回数の充実を図ります。

#### □ 1-3 多様な入札契約方式の活用

#### (1) 工事内容に応じた入札契約方式の活用

建設事業者の技術力を施工に反映することで、合理的な設計によるコスト縮減、工事目的物の品質確保、工期短縮等の施工の効率化を図るため、総合評価落札方式、詳細設計付施工方式、VE方式などの多様な入札契約方式を積極的に活用していきます。

また,高い技術力を持ち意欲のある建設事業者が,それぞれの地域で活躍できるよう, 地域の実態に即した入札契約制度の運用改善を図ります。

#### □ 1-4 優良建設工事の表彰制度の適切な運用

#### (1) 技術力の高い建設事業者への適切な評価

技術力の高い建設事業者を適切に評価するため、表彰対象となる工事成績評定点について、各業種の工事成績評定点の推移等を踏まえ、見直しを検討していきます。

#### (2) ビジョンの目指す姿を踏まえた表彰者の選定

優良な工事成績評定点を有する建設事業者のうち、担い手確保・育成や生産性向上など、本ビジョンの目指す姿に向けた取組を積極的に実施している者を評価していきます。

#### ■ 取組方針 2:透明性の高い市場環境の整備

「公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律(入契法)」に基づき,入札契約手続きの公正性・透明性を確保するため,談合等の不正行為を行う建設事業者の排除を徹底するとともに,ダンピング受注による下請業者へのしわ寄せを防止するなどの取組を行っていきます。

#### □ 2-1 競争入札の適切な運用

#### (1) 入札契約方式の適切な選定

災害復旧など,緊急を要する場合には,随意契約や指名競争入札の適用拡大を図るなど,適切な入札契約方式を選定し,早期の復旧に努めます。

#### (2) 工事成績条件付一般競争入札の運用改善(再掲)

優良工事の施工を促し,工事品質の向上を図るため,一定以上の工事成績評定点を入札 参加条件とする工事成績条件付一般競争入札の運用改善を行います。

#### □ 2-2 ダンピング対策の強化

#### (1) 低入札価格調査制度の適正な運用

適正価格での競争を促進し、下請企業などへのしわ寄せや品質低下の防止強化を図るため、低入札工事に対し、当該価格で入札した理由等の追加資料の提出を求めるなど、低入札価格調査制度のダンピング対策を強化します。

#### (2) 内訳書の適正な確認

見積りをせずに入札に参加する者を排除するため、全ての入札参加者に内訳書の提出 を求め、適正に確認を実施します。

#### □ 2-3 不正行為の排除の徹底

#### (1) 誓約書の提出

広島県の建設工事等に参加する建設事業者、測量・建設コンサルタント事業者に対し、 談合を行っていない旨の誓約書の提出を求めます。

#### (2) 指名除外基準の運用改善

不正・不適切な行為に対する指名除外について,より実態に即した基準となるよう運用 基準の見直しを行います。

#### ■ 取組方針3:計画的に受注できる環境の整備

限られた人材・資機材を効果的に活用していくために,年間を通した計画的な工事の発注に努めます。

#### □ 3-1 適切な工期設定と施工時期の平準化

#### (1) 適切な工期設定

関係機関との調整や用地の進捗状況、出水期や冬季施工不可能期間等の施工環境条件等を踏まえるとともに、個々の工事の条件や土・日・祝日や雨天等の作業不能日数等を加味し、適切に所要日数を算定していきます。

#### (2) 施工時期の平準化

年間を通じて発注時期に偏りが生じないよう,債務負担行為等を活用した発注を行う とともに,建設事業者が受注計画を立てやすいよう,工事着手日の幅を一定期間持たせた 「工事着手日選択型契約方式」等の活用を引き続き推進していきます。

#### □ 3-2 公共工事の発注見通しの計画的な公表

#### (1) 発注見通しの計画的な公表

建設事業者が受注計画を立てやすいように、最新の状況を踏まえた発注見通しの公表を計画的に行います。

#### (2) 発注者間の連携促進

建設事業者が受注計画を立てやすくなるよう,国や市町と連携して発注計画を公表していきます。

#### 分野2 担い手確保と働き方改革

#### 若者に選ばれる建設産業になることが必要です

- ・ 将来にわたって社会資本の整備・維持管理や災害発生時の緊急対応が可能な建設事業者を各地域に確保する必要があります。
- 建設産業における担い手確保や働き方改革を積極的に進めるためには、建設事業者 自らの取組だけでなく、受発注者間の連携が重要です。
- 建設産業の担い手確保・育成に向け、中長期的な視野に立った取組を継続的に実施します。

#### 【成果目標】

・ 広島県発注工事における,配置技術者の平均年齢を,現状値(H28~R2平均;49.6歳)で維持することを目指します。※(参考値)前5か年(H23~27平均);47.6歳

| 指標              | 現状値        | 目標値      |
|-----------------|------------|----------|
| 県発注工事における配置技術者の | 49.6歳      | 50 歳     |
| 平均年齢            | ※H28∼R 2平均 | ※R 3~7平均 |

・ 週休2日対象工事において,緊急工事などを除き,全ての工事(受注者希望型を含む) で発注者指定型を適用します。

| 指標            | 現状値        | 目標値       |
|---------------|------------|-----------|
| 週休2日対象工事の発注件数 | 10件/年(R 2) | 全ての工事(R7) |

#### ■ 取組方針4:労働環境の改善

建設産業の担い手の確保・育成に向けては、適切な賃金水準の確保や建設工事従事者の 安全及び健康の確保、休日の確保等の働き方改革を進めることが重要な取組となります。 労働環境を改善し、建設産業のイメージアップを図ることにより、若者に選ばれる建設 産業を目指します。

#### □ 4-1 週休2日制の完全実施

#### (1) 入札契約制度の改正

将来的には全ての工事で完全週休2日となることを目指し、実現に向けた環境整備として、積算基準の見直しや発注者指定型の対象拡大など、建設事業者が週休2日に取り組みやすい入札契約制度を整備します。

#### (2) 適切な工期の設定

建設事業者が週休2日を確保しやすくなるよう、各工事の現場の状況等を踏まえて適切に工期を設定します。

#### □ 4-2 社会保険未加入の解消

#### (1) 社会保険未加入対策の実施

建設工事従事者の労働環境や処遇の改善を図るため、関係機関と連携し、様々な段階で建設事業者の社会保険の加入を促進します。

#### □ 4-3 デジタル技術の積極的な活用

#### (1) i-Construction の推進による幅広い人材の確保

経験が少ない若手や女性が就業しやすく、異業種からも転職しやすい魅力的な建設産業となるため、社会資本整備の調査・設計・施工から維持管理のあらゆる段階において、デジタル技術を最大限に活用し、i-Constructionを推進します。

#### □ 4-4 建設工事従事者の安全及び健康の確保

#### (1) 適正な請負代金の額や工期の設定

安全及び健康の確保を考慮した積算や工期設定等を行います。

#### (2) 設計・施工等における取組

デジタル技術の活用など、安全や健康を配慮した設計・施工を推進します。

#### (3) 安全及び健康に関する意識の向上

建設事業者に向けた説明会や立ち入り検査等において、法令遵守の徹底や意識啓発を 図ります。

#### (4) 処遇の改善及び地位の向上

週休2日の確保や,労働者だけでなく一人親方等を含む社会保険等加入を推進し,建設工事従事者の処遇改善や地位向上を図ります。

#### ■ 取組方針5:担い手の確保

社会資本の整備・維持管理や災害発生時の緊急対応が可能な建設事業者を各地域に確保するため、建設事業者と連携し、継続的に様々な取組を実施します。

#### □ 5-1 若手の入職促進【労働者】

#### (1) 小中学生等向け魅力発信

未就学児や小中学生等の次世代への魅力発信のため、業界団体と連携し、イベント等の 開催や出前講座等の取組を実施します。

#### (2) 学生向け魅力発信・就職支援

高校生等を対象に、建設業界に興味を持ち、入職の契機としてもらうため、業界団体と 連携し県内建設産業についての説明会等を実施します。

#### (3) 若手技術者配置の評価

総合評価落札方式や表彰制度において若手技術者の配置を評価することで、若手世代の確保・育成を促進します。

#### □ 5-2 中堅世代の定着促進【労働者】

#### (1) 中山間地域等の技術者向けセミナーの実施

若手・中堅技術者の技術力向上のためのセミナー等を実施し、技術者の定着促進を支援します。

#### □ 5-3 多様な担い手確保に向けた取組の充実【労働者】

#### (1) 女性活躍推進支援

総合評価落札方式における女性技術者の配置の評価や、洋式便座や水洗機能等を有する快適トイレの導入や産休・育休への配慮など、女性も働きやすい労働環境の整備、女性技術者と建設業に興味を持つ女子学生の意見交換の場を作るなど、女性の活躍推進に向けた取組を実施します。

#### (2) 外国人材の就労環境整備

建設業団体や関係団体と連携し、外国人材の就労環境の整備について検討していきます。

#### □ 5-4 地域特性・課題に対応した発注体制の構築【事業者】

#### (1) 地域維持型JVの拡大

地域の担い手が少ない地域では、複数の企業が合同して維持業務を実施する地域維持型 J V の拡大を行い、地域の担い手の安定的な確保に努めます。

#### (2) 地域の建設事業者の受注機会の確保

特に中山間地域において、将来にわたって地域の担い手を確保するため、高い技術力を 持ち意欲のある建設事業者が、それぞれの地域で活躍できるよう、実態を踏まえ、各地域 において弾力的な運用が行える入札契約制度に改善します。

#### □ 5-5 中山間地域を中心とした地域維持業務の実施体制の構築【事業者】

#### (1) 地域維持業務の複数年契約の拡大

債務負担行為を活用した地域維持業務の複数年契約を拡大し、地域の担い手の安定的 な確保に努めます。

#### (2) 地域維持型JV工事の実施

地域の担い手が少ない地域において、地域維持型  $\int V$  を実施している建設事業者を対象とした建設工事の発注を行います。

#### ■ 取組方針6:担い手の育成

建設産業は、他の産業と比べて若年者の離職率が高い状況であるため、建設産業の担い 手である技術者や技能労働者が将来に希望が持てるよう、取組を進めていきます。

#### □ 6-1 建設キャリアアップシステムの活用

#### (1) 入札契約制度等の整備

技能労働者の確保・育成と処遇の改善の促進に向け、建設キャリアアップシステムについて、活用を条件とした入札や、総合評価落札方式及び表彰制度での評価など、活用促進に向けた取組を行います。

#### □ 6-2 技能・技術力向上に向けた支援

#### (1) セミナーの開催(再掲)

若手・中堅技術者に向け技能・技術力向上のためのセミナーを実施します。

#### (2) 施工能力の評価

総合評価落札方式において登録基幹技能者の現場配置を加点するなど、技能労働者の 育成を促進する取組を実施します。

#### □ 6-3 継続教育 (CPD) の取組推進

#### (1)適切な評価

技術者が講習会等で最新の知識や技術を学習したときに取得できる継続教育(CPD)の単位数について、入札参加資格審査や総合評価落札方式において適切に評価することにより、技術者の能力の維持・向上を支援します。

#### 分野3 建設産業の生産性向上

#### 新たな技術を活用した生産性の向上が必要です

- 建設産業の担い手が不足する中で、効率的に業務を行うため、生産性を向上する必要があります。
- また,新型コロナウイルス感染症を契機に,様々な場面でデジタル技術の有益性が認識されており,これらを活用した「新しい生活様式」への変革が求められています。
- 調査・設計・施工から維持管理までのあらゆる段階において、デジタル技術を含む新たな技術を活用していきます。

#### 【成果目標】

• 主要な土木構造物におけるCIM業務の活用割合を、令和7年度に100%にします。

| 指標                         | 現状値        | 目標値        |  |
|----------------------------|------------|------------|--|
| 主要な土木構造物におけるCIM<br>業務の活用割合 | 10件/年(R 2) | 100% (R 7) |  |

• I C T活用工事(土工工事)の発注を土工 500m3以上の全ての工事※(受注者希望型を含む)で実施します。

| 指標                | 現状値        | 目標値                        |
|-------------------|------------|----------------------------|
| ICT活用工事 (土工)の発注件数 | 9件/年 (R 2) | 土工 500m3 以上の<br>全ての工事 (R7) |

<sup>※</sup>施工場所が点在する工事や緊急を要する維持修繕工事などは対象外

#### ■ 取組方針7:広島デジフラ構想に基づく建設産業構造の高度化・効率化

自然災害の激甚化・頻発化やインフラ老朽化の進展,人口減少・少子高齢化による担い手不足などの課題解決には,進展するAIやIoTなどのデジタル技術を活用した建設分野の生産性向上が必要です。このため「広島デジフラ構想」に基づき、社会資本整備の調査・設計・施工から維持管理のあらゆる段階において、デジタル技術を最大限に活用するi-Constructionを推進し、建設産業構造の高度化・効率化を推進していきます。

#### □ 7-1 調査・設計段階の高度化・効率化

#### (1) ALB等による3次元レーザー測量

ALB (航空レーザー測深) やドローンを活用した 3 次元レーザー測量等により,短時間で効率的に 3 次元データを取得し,詳細な地形情報を把握するとともに,その後の設計や施工に活用します。

#### (2) BIM/CIMの活用

構造物の品質確保や生産性の向上を図るため、構造物の3次元モデルに加え、構成する部材等の名称、形状、物性値(強度等)などの属性情報を併せ持つBIM/CIMモデルを構築する調査設計業務を推進します。

#### □ 7-2 施工段階の高度化・効率化

#### (1) ICT活用工事の実施

建設作業の効率化や精度・安全性等の向上のため、建設生産プロセスにおける「起工測量」「設計データ作成」「建設機械による施工」「出来形管理等の施工管理」「納品」の全ての段階で、3次元データとICT施工技術を活用する「ICT活用工事」を積極的に実施していきます。

また,デジタル技術の普及促進に向け,ICT施工技術を部分的に活用する「簡易型ICT活用工事」も併せて取り組んでいきます。

#### (2) 3次元データによる施工管理・検査の省力化

ドローン等を活用し、施工の中間時や完成時などの出来形3次元データを短時間で収集することなどにより、施工管理に要する労力を減らすとともに、3次元データの活用により検査項目を減らすなど、施工管理・検査の省力化に取り組みます。

#### (3) WEB会議やカメラでの臨場

これまで対面で実施していた協議・打合せや現場臨場について、離れた場所からでも対応が可能となるよう、WEB会議システムを活用した協議等の実施や、ウェアラブルカメラ等の活用による現場臨場に取り組みます。

#### □ 7-3 維持管理段階の高度化・効率化

#### (1) ドローン等を活用した効率的な維持管理

工事完成時の3次元データを初期値データとして活用し、定期的にドローン等により 経年変化を確認するなど、データの蓄積による効率的な維持管理を推進します。

また、ドローンやセンサーデータ、AI等を活用し、既存インフラの施設点検・施設運用等の高度化・効率化を推進します。

#### □ 7-4 普及拡大に向けた市町との連携

#### (1) デジタル技術の活用促進に向けた連携

BIM/CIM, ICT活用工事,電子納品,工事中情報共有システムなどのデジタル技術の活用が県内市町にも円滑に展開できるよう,市町と連携して取り組んでいきます。

#### (2) 市町とのデータ連携

県・市町が保有するインフラデータを一元化・オープンデータ化することで、より効果 的・効率的な社会資本整備や維持管理を推進します。

#### ■ 取組方針8:新技術・新工法の活用

建設産業の更なる生産性向上に向け、ライフサイクルコストの縮減、安全・安心の確保、環境保全など、建設産業を取巻く課題の解決を図っていく必要があります。

これらの課題を解決するためには、民間等で開発された優れた新技術・新工法を公共事業において積極的に活用することが有効であるため、活用促進に向けた取組を進めていきます。

#### □ 8-1 新たな施工技術の導入

## (1) 施工の効率化に向けた新技術の活用促進(コンクリートのプレキャスト化の推進等)

設計,発注,材料の調達,加工,組立等の一連の生産工程や,維持管理を含めたプロセス全体の最適化が図られるよう,コンクリートのプレキャスト化の推進など,効率化,生産性向上に向けた取組を進めていきます。

#### (2) 建設事業者の持つ技術力の反映(再掲)

建設事業者が持つ技術力が工事に反映されるよう,詳細設計付施工方式など,多様な入 札契約方式を活用していきます。

#### □ 8-2 長寿命化技術活用制度の活用・促進

#### (1) 長寿命化技術活用制度の活用拡大

既設構造物の長寿命化に資する技術や,新設時に将来の維持管理コストの縮減につな がる技術など,長寿命化技術活用制度に基づく登録技術数の拡大を促進するとともに,登 録技術の活用件数の拡大に取り組んでいきます。

#### (2) 総合評価落札方式等による適切な評価

総合評価落札方式や優良建設工事の表彰制度等において、登録技術の活用実績を評価することにより、長寿命化技術活用制度の更なる活用・促進に取り組んでいきます。

#### 分野4 災害時に力を発揮する建設産業

#### 災害時の対応力の充実・強化が必要です

- 平成30年7月豪雨を踏まえ、市町と連携し、発災直後から調査・設計・応急工事等を迅速かつ円滑に実施できる体制を確保します。
- 工事の緊急度や建設事業者の体制等を踏まえた適切な入札契約方式の活用を行いま す。

#### 【成果目標】

• 令和7年度までに、県、市町及び事業者団体(測量・建設コンサルタントを含む)による災害協定を締結します。

#### ■ 取組方針9:災害対応力の強化と仕組みづくり

平成30年7月豪雨災害など、県内で災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務となっています。

今後大規模災害が発生したときに迅速に対応できるよう,災害対応の担い手の育成・確保,災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備を進めていきます。

#### □ 9-1 災害協定を活用した迅速な応急対応

#### (1) 災害協定の充実

本県では、これまで関係機関や工事及び測量・設計の関係団体と発災時の迅速な対応に 資するための協定を締結してきており、この取組を一層拡充していきます。

#### □ 9-2 発災時の緊急対応を担う建設事業者の確保

#### (1) 災害復旧工事に尽力した建設事業者に対する適切な評価

早期の復旧・復興に向け、災害復旧工事を積極的に受注し、施工した建設事業者に対して、総合評価落札方式での評価や、災害条件付一般競争入札の導入などにより、適切に評価していきます。

また、高い技術力を持ち意欲のある建設事業者が、それぞれの地域で活躍できるよう、 地域の実態に即した入札契約制度の運用改善を図ります。

#### □ 9-3 緊急時の適切な入札契約方式の活用

#### (1) 状況に応じた適切な入札契約方式の活用

災害発生時に,迅速に工事着手できるよう,緊急性に応じて,随意契約・指名競争入札 など,入札契約方法を適切に選定していきます。

また,厳しい現場条件の箇所については,見積により予定価格を算出するなど,実情に 応じて柔軟に対応していきます。





## 広島県建設産業ビジョン 2021

令和3年3月

広島県土木建築局 建設産業課・技術企画課

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 IL082-513-3822(直通)